## 人権擁護法案をめぐる動向について

## 1 法案提出までの経緯

平成8年5月,地域改善対策協議会が政府に意見具申(人権救済制度の確立) 平成13年,人権擁護推進審議会が人権救済制度の在り方について答申 平成14年3月,答申に基づき本法案を立案し,第154回通常国会に提出

\* 平成 10年 11月 ,国連規約人権委員会が ,我が国に独立した国内人権機構の設置を勧告

## 2 法案の概要

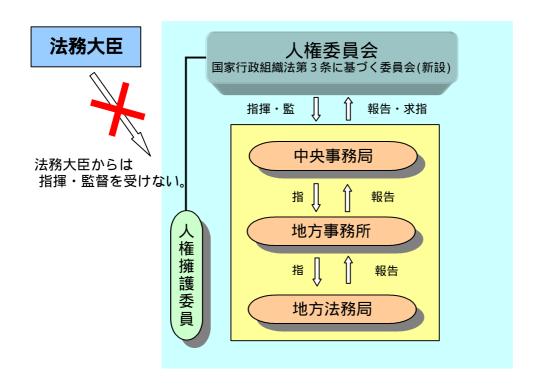
人権委員会 (3条委員会)を法務省の外局として設置し,組織体制を整備 簡易,迅速,柔軟で実効性のある人権救済手続を創設

## 3 審議状況等

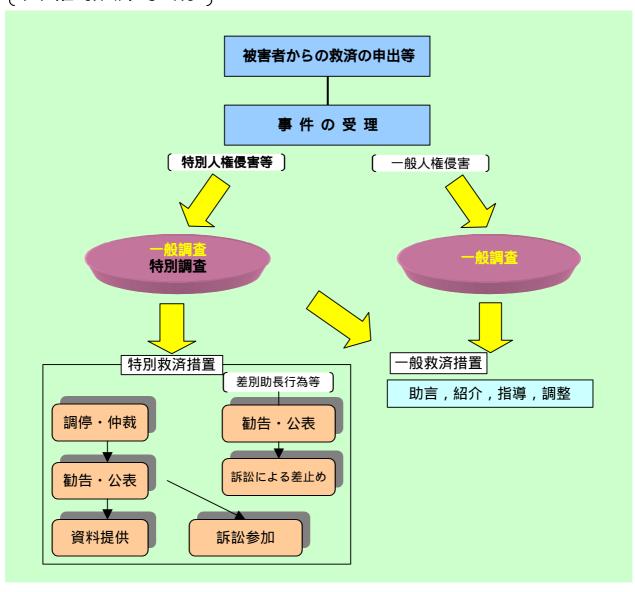
参議院での審議状況

- ・14.3.8 第154回通常国会で参議院に付託
- ・14.4.24 参議院本会議で趣旨説明及び質疑
- ・14.7.23 参議院法務委員会で提案理由説明
- · 14. 7.31 継続審査手続 ,第 154回通常国会閉会
- ・14.11.7 参議院法務委員会で対政府質疑(第155回臨時国会)
- ・14.11.12 参議院法務委員会で参考人質疑参考人 塩野宏 ,石井修平 ,岡村勲 ,藤原精吾 ,茗荷完二 ,山崎公士 )
- 14.12.13 継続審査手続,第155回臨時国会閉会
- · 15. 7.28 継続審査手続 ,第 156回通常国会閉会
- ・15.10.10 第 157回臨時国会において ,衆議院解散に伴い廃案

# (人権委員会)



## [人権救済手続]



## 人権擁護法案

(人権侵害等の禁止)

- 第三条 <u>何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害</u> をしてはならない。
  - 一 次に掲げる不当な差別的取扱い
    - イ 国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事 する者としての立場において人種等を理由としてする不当な 差別的取扱い
    - ロ 業として対価を得て物品、不動産、権利又は役務を提供 する者としての立場において人種等を理由としてする不当な 差別的取扱い
    - 八 事業主としての立場において労働者の採用又は労働条件 その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてす る不当な差別的取扱い(雇用の分野における男女の均等な機 会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十 三号)第八条第二項に規定する定めに基づく不当な差別的取 扱い及び同条第三項に規定する理由に基づく解雇を含む。)

(以下 略)

## 人権擁護法案(第154回国会提出閣法第56号)の概要

人権の世紀といわれる21世紀において,現行の人権擁護制度を抜本的に改革 し,独立行政委員会である人権委員会の下に,人権侵害による被害の実効的な救 済と人権啓発の推進を図る。

#### 第1 総則関係

目的:人権擁護の施策を総合的に推進し,人権尊重社会の実現に寄与する。 (1条)

人権侵害等の禁止:人種等を理由とする不当な差別的取扱い,虐待その他の 人権侵害及び差別助長行為等をしてはならない。(3条)

#### 第2 組織関係

1 人権委員会

国家行政組織法3条2項の規定に基づいて,人権委員会を法務省の外局として 設置。その所掌等は次のとおり。(5条~20条)

所掌 人権救済,人権啓発,政府への助言,国会への報告等。

構成 委員長1人,委員4人。

任命 内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命。任期3年。

独立性 委員長,委員の職権行使における独立性を保障。

事務局 事務局及びその地方組織を設置。

#### 2 人権擁護委員

人権委員会は,市町村長の推薦を受けて住民の中から人権擁護委員を委嘱し, 特例として,特に適任と認める者に,市町村長の意見を聴いて人権擁護委員を委 嘱する。任期3年。職務は人権相談,人権啓発活動等。(21条~36条)

### 第3 人権救済手続関係

#### 1 一般救済手続

広く人権相談に応ずるとともに、申出又は職権により、人権侵害事件について、任意の調査をし、一般救済措置(助言、指導、調整等)を講ずる。(37条~41条)

#### 2 特別救済手続

公務員,私人による差別的取扱い,虐待等について,過料の制裁を伴う調査をし,調停,仲裁,勧告・公表,訴訟援助(資料提供,訴訟参加)の救済措置を講ずる。(42条,44条~63条)

報道機関による犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害等について,報道機関等による自主的な取組に配慮しつつ,任意の調査をし,調停,仲裁,勧告・公表,訴訟援助(資料提供,訴訟参加)の救済措置を講ずる。(42条,45条~63条)

差別助長行為等に関し、過料の制裁を伴う調査をし、勧告・公表、訴訟による差止めの救済措置を講ずる。(43条,44条,64条,65条)

#### 3 労働関係の人権侵害に関する特例

雇用における差別的取扱い等については,厚生労働大臣(船員に関するものについては国土交通大臣。以下同じ。)も一般救済手続を行い,特別救済手続のうち調査及び調停,仲裁,勧告・公表,資料提供は,厚生労働大臣が行う。(66条~80条)